

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を
中止する旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和8年1月21日

仙台法務局塩竈支局 登記官 島 貫 悟

記

1 手続番号

第3706-2025-6011号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

宮城郡松島町初原字焼林11番